

令和4年度 環境対応車導入促進助成金交付要綱（国交省・全ト協との協調助成）

公益社団法人 福岡県トラック協会

〔目的〕

第1条 この要綱は、公益社団法人 福岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、国、地方公共団体、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）等と協調で、環境対応車の導入にかかる費用の一部を助成することにより、窒素酸化物及びに粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、地域環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

〔定義〕

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「環境対応車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車（以下「検査済自動車」という。）であって、県ト協が別に定める助成対象車両に該当する自動車とする。

(2) 「会員」とは、県ト協及び支部・分会のいずれにも所属する事業者であって、環境対応車を「リース」又は「購入(割賦購入含む)」により導入し、かつ使用するトラック運送事業者をいう。

【注意】自動車販売会社等に車両の所有権が留保されているもの（割賦購入・リース契約を除く）は助成の対象にはならない。

〔助成金の交付額及び台数〕

第3条 助成金の交付額は、別添「令和4年度環境対応車導入促進助成金交付額一覧」の通りとする。

ただし、助成金の交付は予算の範囲内で行うこととする。なお、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

3 1会員当たりの助成台数は5台までとする。

〔車両の登録〕

第4条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月末日までに福岡県内での登録及び実績報告を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は新車新規登録でなければならない。（使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。）

〔交付申請〕

第5条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、登録前に「様式1 環境対応車導入促進助成金交付申請書」を、別に定める期日までに県ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

〔交付決定〕

第6条 県ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、「様式2 環境対応車導入促進助成金交付決定通知書」により会員に通知する。

2 県ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

〔実績報告及び助成金の請求〕

第7条 会員は、環境対応車導入事業が完了したときは、完了した日から1か月以内に、リースによる導入のときは、「様式3の(1) 環境対応車導入促進助成事業実績報告書(リース用)」を、購入(割賦購入含む)による導入のときは、「様式3の(2) 環境対応車導入促進助成事業実績報告書(購入用)」を県ト協に提出しなければならない。

〔助成金の交付〕

第8条 県ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、その報告に係る環境対応車導入事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該車両がリースによる導入の場合は会員のリース契約先に対して、購入による導入の場合は会員に対して、それぞれ交付決定額の範囲内で助成金を交付する。

〔申請の変更・取下げ〕

第9条 交付決定後、申請内容を変更するときは、会員は、「様式4 環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書」を県ト協に提出しなければならない。

2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、会員は、速やかに「様式5 環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書」を県ト協に提出しその指示を受けなければならない。

〔交付決定の取消しと助成金の返還〕

第10条 会員は関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 会員もしくは助成金の交付対象車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、県ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- 1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- 2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。
- 3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
- 4) 事業者が県ト協を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係わる助成金が、既に会員へ交付されているときは、県ト協は会員に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

4 会員は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、別に定める財産処分等届出書を県ト協に提出しなければならない。

〔財産の処分の制限〕

第11条 会員は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して下記の法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年
- (2) 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

2 会員は、前項による処分が行われたときは、県ト協へ報告しなければならない。

〔報告〕

第12条 県ト協は、助成等に関して、会員に対し必要な報告を求めることができる。

〔その他必要な事項〕

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

〔附則〕

第1条 本要綱は令和4年4月1日より適用する。

第2条 改正前の要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

令和4年度 環境対応車導入促進助成事業実施要領

公益社団法人 福岡県トラック協会

1. 要綱等

別添「令和4年度 環境対応車導入促進助成金交付要綱」の通りとします。

2. 助成対象車両

福岡県内に、新規に登録する車両総重量2.5トン超の下記車両(事業用トラック)とします。

※(1)、(2)は初度登録の車両に限ります。

- (1) 国の補助金を併用することを条件とするCNG車(2トン・4トンクラス)
- (2) 国の補助金を併用することを条件とするハイブリッド車(2トン・4トンクラス)
- (3) CNG車(使用過程にあるディーゼル車からの改造)

3. 助成対象期間

令和4年4月1日～令和5年2月末日までに登録及び実績報告を完了させた車両を対象とします。

※車両登録前に必ず事前申請手続きを行って下さい。【令和5年1月末日まで】

ただし、4月～6月の登録車両に限り、車両登録後の申請(交付申請書〔5枚複写式〕の提出)を認めます。なお、車両登録後の申請受付は7月29日(金)までです。

※申請受付期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了します。

【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】

4. 協調補助(CNG車・ハイブリッド車)

国土交通省及び全ト協の補助制度を併用する場合も、県ト協へ交付申請を行うことが必要となります。

ただし、車両総重量25トンクラスのCNG車及びハイブリッド車(新車)と、電気自動車(新車)については、全ト協のみの補助となります。また、割賦購入もしくは手形支払の車両は、国土交通省の補助対象外となるため、全ト協及び県ト協のみの協調補助となります。

なお、次の(1)～(5)のいずれかに該当する車両は、国土交通省の補助金及び全ト協の助成金との併用を条件とせず、国交省及び全ト協、全ト協及び福ト協、全ト協のみの助成金の申請ができます。

- (1) 国の交付予定枠に申込みができなかった車両
- (2) 国の交付予定枠の申込みを行ったが、台数制限等により内定通知がされなかった車両
- (3) 国の補助台数要件(購入の場合の3台以上導入)を満たせない車両
- (4) 割賦購入もしくは手形支払いにより導入された車両
- (5) 福ト協の交付決定がされなかった車両(福ト協の助成制限台数を超えた申請車両)

助成種別	国交省+全ト協+福ト協	国交省+全ト協	全ト協+福ト協	全ト協のみ
助成条件		(5)	(1)～(4)のいずれか	(1)～(4)のいずれか及び(5)

5. 交付申請

交付申請は全ト協・県ト協、及び、国土交通省にそれぞれ行う必要があります。

【全ト協・県ト協】

車両登録日の前日までに「全ト協様式 1 環境対応車導入促進助成金交付申請書」(5枚複写式)を使用して事前申請手続きを行って下さい。【令和5年1月末日まで】

《提出書類》

- ① 環境対応車導入促進助成金交付申請書 (5枚複写式) … 1部
※1枚目は県ト協、5枚目は申請者の控えとなります。
- ② 見積書 (写し) ※協会指定書式 … 1部

【国土交通省】

補助金交付申請の前に、事業者ごとの補助台数枠の確保のための申込みが必要となります。
(※割賦購入・手形支払は補助対象外)

(1) 9月1日から9月16日までに「交付予定枠の申込書」(車両1台ごとに作成)により交付予定枠の申請を行います。

(2) 交付予定枠の申請により補助が認められた車両については「内定通知書」が発行されます。

(3) 「内定通知書」により補助が認められた車両について、従来の申請書類により補助金の申請を行います。

※「内定通知書」の有効期限は登録予定日より30日以内ですが、4月1日から10月末日までの登録車両については有効期限内に「内定通知書」が発行されない場合がありますので、4月1日から10月末日までの登録車両については、有効期限が11月末日までに緩和されます。

また、申請期限は登録日より30日以内ですが、4月1日から10月末日までの登録車両については、申請期限が11月末日までに緩和されます。

6. 交付決定

交付申請書を受領し、書類を確認後、順次交付決定を行います。

(概ね2～3週間で申請者に交付決定通知書を送付)

なお、登録まで日数がない場合は、必ず事前に県ト協に連絡をして下さい。

7. 実績報告・支払い

(1) 購入 (割賦購入含む)

車両の登録完了、または、一括の場合のみ車両代金の支払完了のうち、いずれか遅い日から1ヶ月以内に実績報告書を提出して下さい。【令和5年2月末日まで】

支払いについては、原則として月末締め、翌月の支払いとします。

(土曜、日曜、祝祭日にあたる場合は、その後の平日)

(2) リース

車両登録後、速やか(1ヶ月以内)に実績報告書を送付して下さい。

【令和5年2月末日まで】

支払いについては、実績報告書とリース会社からの請求書を照合して、リース会社へ直接支払います。

《提出書類》

- ① 環境対応車導入促進助成事業実績報告書 (購入用又はリース用) … 1部
- ② 自動車検査登録証 (写し) … 1部
- ③ 領収証 (写し)、割賦販売契約書 (写し) 【購入のみ】 … 1部
- ④ リース契約書 (写し) 【リースのみ】 … 1部

※③、④の契約書に登録番号の記載が無い場合、別途、物件受領証・借受証等の添付が必要

8. 変更・取下げの諸手続

交付決定後に申請内容を変更する場合は変更届を、導入を中止する場合は取下届を速やかに県ト協へ提出して下さい。

- ・ **変更届**…①車両型式の変更（車両クラスの変更を伴わないもの）
 - ②申請台数の減車
 - ③使用本拠位置の変更（県内に限る）
 - ④大幅な登録予定日の変更
 - ⑤その他軽微な変更事項
- ・ **取下届**…①助成額の増額を伴う変更
 - ②導入の中止
 - ③その他の変更できない事項

9. 財産の処分制限等

環境対応車導入促進助成金交付要綱第10条、11条に該当する場合は、財産処分等の制限期間が経過するまでの期間に相当する分の助成金の返還（原則として月数割り）を求めることがあります。

ただし、協調団体（全ト協、国土交通省）が承認し、以下に該当する場合は、原則として助成金返還の対象とはいたしません。

- (1) 処分等の理由が自己の責によらないと判断されるもの
- (2) 処分等がやむを得ないと判断されるもの

助成金返還の対象としない場合であっても、財産処分等届出書を事前に県ト協へ提出して下さい。

10. 留意事項

① 導入台数要件

国土交通省の補助要件で購入の場合、同一年度で3台以上（リース車両台数含む）導入という要件があります。但し、以下の(1)、(2)のいずれかの条件を満たすことで、1台からの申請も可能となります。

- (1) 本社もしくはいずれかの営業所が下記①～③のいずれかの認証を取得していること。
 - ①グリーン経営認証
 - ②安全性優良事業（Gマーク）認定
 - ③ISO9001又はISO14001認証

※申請条件を確認するため、登録証等（写し）の提出を条件とします。

- (2) 購入とあわせて、新規登録から11年以上経過した事業用自動車を廃車にすること。
リースの場合、リース事業者に3台要件がかかるため1台から申請可能です。

② リースの取扱い

- (1) CNG車（2トン・4トンクラス）…環境優良車普及機構（LEVO）（指定）
- (2) 上記以外の対象車…自動車リース事業者（リース会社の指定なし）（LEVOも可）

③ その他

自動車販売会社等に車両の所有権が留保されているもの（割賦購入・リース契約を除く）については、原則として助成できませんのでご注意下さい。

令和4年度 環境対応車導入促進助成事業概要

公益社団法人 福岡県トラック協会

	福岡県トラック協会	全日本トラック協会	国土交通省
助成対象	会員事業所	会員事業所に助成を行う 地方トラック協会	一般貨物自動車運送事業者 第二種貨物利用運送事業者 自動車リース事業者
助成対象 車両	車両総重量 2.5 t 超の事業用 貨物自動車で、以下の通り。 ・CNG車（使用過程車改造を 含む。） ・ハイブリッド車 ※割賦購入・手形払含む ※1 会員事業所当たりの助成 台数は、5 台までとする。	車両総重量 2.5 t 超の事業用 貨物自動車で、以下の通り。 ・CNG車（使用過程車改造を 含む。） ・ハイブリッド車 ・電気自動車 ※割賦購入・手形払含む	車両総重量 2.5 t 超の事業用 貨物自動車で、以下の通り。 ・CNG車（使用過程車改造を 含む。） ・ハイブリッド車 ※補助要件（購入の場合の3台 以上導入）の一部緩和あり。 ※割賦購入・手形払は対象外
助成額	別紙「令和4年度環境対応車導入 促進助成金交付額一覧」の通り。 但し、地方公共団体等の補助額 がある場合は減額することがで きる。 【予算執行状況については、県ト 協ホームページにて随時お知ら せいたします。】	別紙「令和4年度環境対応車導入 促進助成金交付額一覧」の通り。 但し、地方公共団体等の補助額 がある場合は減額することがで きる。	・CNG車、ハイブリッド車 （新車リース、購入） …通常車両価格差の 1/3 【新規登録から 11 年以上経過し た事業用自動車の廃車を伴う 場合は通常車両価格差の 1/3】 ・CNG車（使用過程車改造） …改造に要する経費の 1/3 ※申請方法 1. 令和4年9月1日から9月 16日までに「交付予定枠の申 込書」（車両1台毎に作成）に より申請を行う。 2. 交付予定枠の申請により補助 が認められた車両には、「内定 通知書」が発行される。 3. 「内定通知書」により補助が 認められた車両について、従来 の申請書類により補助金の申 請を行う。
協調団体	全日本トラック協会	地方トラック協会 …県ト協の助成制限台数を 超える申請の場合は、県ト協 は助成しない。	地方公共団体 （地方トラック協会も可）